

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和3年経済センサス活動調査によると、本市における製造業従業者数は21,039人、製造品出荷額等は1,209,414百万円と、いずれも茨城県44市町村全体（製造業）の約1割を占めている。

さらに、全従業者数（81,287人）における製造業従業者数の割合で比較すると、水戸市（144,527人）、つくば市（129,600人）よりも圧倒的に高く、約3割が製造業に従事していることになる。近年の全国的な第3次産業へのシフト傾向を鑑みると、本市における製造業従事者の割合は非常に高く、産業構造の中樞を成しており、本市は茨城県内では、極めて製造業が盛んな地域であるといえる。

製造業について、産業中分類の業種別では、日立市における従業者数は、電気機械器具製造業が8,422人と最も多く、次いではん用機械器具製造業が4,035人、そして非鉄金属製造業が2,435人となっている。

また、製造品出荷額等は、電気機械器具製造業が389,247百万円、非鉄金属製造業が373,134百万円、はん用機械器具製造業が263,274百万円の順となっている。この上位3業種には、市内大手企業が行う変圧器、タービンの製造や非鉄金属の製錬・精製も含まれており、これらの製造品出荷額等だけで、市内全体の約85%を占めていることから、本市製造業においては、大手企業の影響が極めて大きい環境であるといえる。そのため、本市における中小製造企業の業況は、材料・部品・半製品等の供給先である市内大手企業の動向に大きく左右される。

近年、市内大手企業においては、事業の選択と集中を図るための事業統合等が進められており、本市中小製造企業の経営状況に大きな影響を及ぼしている。また、新型コロナウイルス感染拡大による世界的なサプライチェーンの混乱や、ロシアによるウクライナ侵攻に始まる資材・資源高、日米金利差拡大による急激な円安進行など、市内中小製造企業においては、厳しい事業環境に晒されている。

上述の、厳しい事業環境の状況は、全国的な課題であることから、自治体として根本的な解決を図ることは困難であるため、企業の競争力強化や生産能力の向上、製品の高付加価値化といった別のアプローチから企業支援を行うことが求められている。

こうした中、本市においては、令和元年度から関東経済産業局とともに市内中小企業の課題の本質を見つけ、課題設定からその解決法まで提示するための伴走型支援を実施し、市内中小企業の経営基盤の強化を図っている。また、令和4年度からは、中小企業脱炭素経営促進事業を開始し、脱炭素を契機とした新たな販路の開拓や、生産

性向上による二酸化炭素排出量の削減を促進させるなど、脱炭素やデジタル化を始めとする、事業環境の変化に市内中小企業が対応できるような取組を推進している。

これらに加えて、生産性向上特別措置法の制定を契機として、ハード面における支援を強化していくことで、市内企業における競争力の強化を図り、地域産業の活性化を目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業者による先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の競争力・収益力強化が図られ、ひいては、地域産業の活性化に向けた波及効果が期待できる。

これを実現していくために、計画期間中に30件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業構造としては、製造業が高いウェイトを占めているものの、今後は農商工連携に代表される、全産業横断的な取組が極めて重要となるため、本市としては幅広い産業分野に対して、設備投資の促進を図っていきたい。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市においては、南北工業団地のほか、中心部の商業エリア、山間部の農業エリアなど、広範囲にわたって産業が分布しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

上記2のとおり、全産業横断的な取組みを促進していくことを目的とすることから、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画を国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画を認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 公平性の観点から、市税を滞納している者は、認定の対象としない。